

令和4年度 第4回あさぎり町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和4年7月11日 (月)					
招 集 の 場 所	あさぎり町役場 2階大会議室					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和4年7月11日 午後1時30分	会 長	杉下 和治		
	閉 会	令和4年7月11日 午後1時50分	会 長	杉下 和治		
応 (不応) 招委員 及び出席並びに 欠席委員 出 席 25名 欠 席 1名 ○ (出席) × (欠席) △ (遅刻)	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	廣瀬 孝喜	○	14	宮原 範行	○
	2	村田 新一	○	15	西野 雅倫	○
	3	田崎 洋一郎	○	16	中村 好文	×
	4	藤本 勇二	○	17	谷川 新二	○
	5	樫木 徹郎	○	18	的射場 洋一	○
	6	吉田 利明	○	19	宮原 久子	○
	7	城本 康志	○	20	橋口 京美	○
	8	土屋 正則	○	21	竹下 正男	○
	9	松本 廣幸	○	22	北川 浩臣	○
	10	橋口 丈一	○	23	井手 久美子	○
	11	濱田 定武	○	24	深松 守	○
	12	中村 幸二	○	25	緒方 信三	○
13	恒松 純生	○	26	杉下 和治	○	
議事録署名委員	6番 吉田 利明		7番 城本 康志			
出席した 農業委員会職員	事務局長 高田 真之		参事 椎葉 尚宏			
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人適格要件届出書の提出について 日程第4 報告第3号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第5 報告第4号 農地利用配分計画 (農地中間管理事業) の報告について 日程第6 報告第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 日程第7 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第8 議案第2号 農地利用集積計画 (第7回) の決定について					

開会 午後1時30分

- 農業委員会事務局長（高田 真之君）** それでは開会いたします。御起立願います。ご着席下さい。ただいまから、令和4年度第4回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御挨拶をお願いいたします。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 皆さんこんにちは。早い梅雨明けで、猛暑が続いております。どうか熱中症対策をしながら、農作業に頑張ってくださいと思います。本日は、16番、中村好文委員から欠席届が出ております。現在25名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則、第17条の規定によって、6番、吉田利明委員。7番、城本康志委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** それでは、報告いたします。資料は、2ページを御覧下さい。今回は3件の合意解約となっております。解約理由について、申請番号79番は、第三者貸付けのため、80番は、所有名義変更のため、81番は、耕作困難のためとなっています。以上、報告します。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特にないようですので以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号 農地所有適格法人適格要件届出書の提出について

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、農地所有適格法人適格要件届出書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** それでは、報告いたします。資料3ページを御覧下さい。今回は、1件の届出が提出されております。関連資料につきましては、4ページから5ページの、農地所有適格法人届出書に記載してあります。設立年月日は、平成21年4月23日、経営内容は、乳牛などです。以上、報告します。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。はい。21番委員。
- 21番委員（竹下 正男君）** よろしいですか。ちょっとお尋ねなんです。報告第2号の3ページですね、備考欄、届出が令和3年の6月24日、令和3年ですか。それと4ページの、届出書の2番の事業の概要販売額、これは幾らですか。1,000円単位ですか。これらの書類をちょっと確認してから出してくださいと思うんですが。
- 農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** はい、先ほどのお尋ねについてお答えいたします。まず、3ページの備考欄ですが、令和3年となっております。これは、令和4年の間違いです。訂正いたします。引き続き、4ページの2、事業概要の販売額についてですが、括弧千円と表記があるところに、さらに、円単位で表示しております。正確には、1億5,000万円ですので、訂正いたします。はい、1,000円。本来であれ

ば、体に合わせるところですけれども、括弧千円を消していただいて、1億5,000万円とさせていただきます。

○21番委員(竹下 正男君) 私も含めてなんですが、書類を出すときに、私たちは分からず書くんですけど、事務局のほうで確認をしてもらえると安心して出すものですから、メンバーの中で全部見てもらえると思いますけど、やっぱり、こういう金額とか、届ける日にちとかは正確にもらったほうがいいのかなあと、頼り切りばかりで申し訳ないんですけど、よろしくお願いします。

●農業委員会事務局長(高田 真之君) はい、すいません。ありがとうございました。今後気をつけたいと思います。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 他にありませんか。特に発言はないようですので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4 報告第3号 農地所有適格法人報告書の提出について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第4、報告第3号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会参事(椎葉 尚宏君) それでは、報告いたします。資料は、6ページから御覧下さい。今回は3件の届出が提出されております。関連資料につきましては、7ページから9ページの農地所有適格法人経営概要表に記載してあります。7ページは、令和3年12月1日現在、8ページは、令和3年12月1日現在、9ページは、令和4年6月1日現在となっています。以上、報告します。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。ただいまの報告第3号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特にないようですので、以上で報告第3号を終わります。

日程第5 報告第4号 農地利用配分計画(農地中間管理事業)の報告について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。日程第5、報告第4号、農用地利用配分計画(農地中間管理事業)の報告についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会参事(椎葉 尚宏君) それでは、報告いたします。資料は、10ページから12ページを御覧下さい。10ページ上段の申請番号38番から11ページ下段の41番は、令和4年6月3日に県公告がされた新規の農地中間管理事業による貸借設定です。12ページ上段の42番は、令和4年6月3日に県公告された期間満了に伴う貸借権の再設定です。以上報告します。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。ただいまの報告第4号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特に発言はないようですので、以上で報告第4号を終わります。

日程第6 報告第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第6、報告第5号、農地法第2条第1項の、農地に該当するか否かの判断についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会参事(椎葉 尚宏君) それでは、報告いたします。資料は13ページを御覧下さい。今回は、6月に実施した地区担当農業委員2名による現地調査により、一筆の農地を非農地と判断しております。非農地化対象農地は、免田地区、畑、一筆、837平方メートルです。場所につきましては、裏面のとおりですが、江里運送の入り口のすぐ横の道を入ったところの場所になります。以上、報告します。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特に発言はないようですので、以上で報告第5号を終わります。

日程第7 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第7、議案第1号、農地法第5条の規定による、許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） はい。それでは、農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は15ページからになります。今回は1件の審議をお願いします。申請番号9番ですが、資料は16ページから29ページになります。譲渡人は町内の個人の方、譲受人は町内の法人の方です。転用する土地としましては、一筆で、台帳、現況、共に田、転用面積は、2,684平方メートルのうち、269.5平方メートルとなっております。移転する内容としては、10年間の使用貸借権です。転用の目的は、野菜の選別貯蔵施設、野菜洗浄場です。19ページの地図を御覧下さい。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、あさぎり中学校から北に500メートル、球磨農業研究所から東に300メートルの所になります。申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域内ですが、27ページにありますとおり、農業用施設用地として用途変更済みを経済させてあり、25ページ上段の図の着色部分が、北側へはみ出した形で、建設される予定で、今回、この部分の転用許可をなされるものです。雨水排水は、東側の水路へ自然排水とします。29ページに、土地の使用貸借契約書、28ページに、土地改良区の意見書を載せています。20ページから、事業計画書、資金計画書、融資証明書等を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第1班の現地調査がありましたので、申請番号9番の案件について、17番委員の谷川委員より報告をお願いします。

○17番委員（谷川 新二君） はい、17番委員谷川です。農地法第5条、申請番号9番の案件につきまして、午前中、現地調査の結果を報告いたします。資料は、先ほど言われました16ページから29ページになります。19ページを御覧下さい。場所は先ほど説明もありましたとおり、あさ中から北に500メートル、南稜高校神殿原農場から西に300メートルほどの所になります。譲渡人は、町内の個人、譲受人は、町内の法人になります。親子関係になり、土地は、使用貸借され、譲受人は、ここに野菜の選別や貯蔵施設、野菜の洗い場を建設される予定です。食品を取り扱う施設は、衛生管理が重要で、衛生的な設備が必要で計画されたようです。特に問題ないかと思しますので、皆様方の御審議のほうをよろしくお願いします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号9番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。はい、13番委員。

○13番委員（恒松 純生君） 21ページの自己資金のほう2,400万、約1,400万の助成金とありますけれども、22ページの補助事業の交付には2,500万の交付内定額が書いてありますけれども、これどういう意味ですかね。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局どうぞ。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） はい、その件につきましては、全体事業の補助金は2,500万ですけれども、この部分に係る分が1,400万、残りは機会設備、冷蔵庫だったりするというふうに分けてると聞いています。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号9番の案件について採決します。原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号9番の案件については、原案のとおり、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第8 議案第2号 農地利用集積計画(第7回)の決定について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第8、議案第2号、農用地利用集積計画(第7回)についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会参事(椎葉 尚宏君) それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は、31ページから御覧下さい。31ページ上段の申請番号348番から、35ページ上段の356番までは、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。35ページ下段の357番から、37ページ上段の360番までは、新規の賃貸借権の設定です。その下361番から、38ページ下段の363番までは、新規の使用貸借権の設定です。続きまして、所有権移転に係る分について説明をいたします。39ページを御覧下さい。今回の申請は3件で、申請番号44番は、相手方の要望により、熊本県農業公社が買い入れするものです。45番から46番は、公社が買い入れた土地を売り渡すものです。売買価格は、全て10アール当たりの価格になります。44番の買入れ価格、58万4,113円です。45番の売渡し価格、61万5,000円。46番の売渡し価格、61万5,000円です。以上の件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。40ページから43ページにかけて、申請地位置図、利用権設定等状況一覧表と、農用地利用集積計画総括表を載せております。なお、申請地位置図は44番の農地を掲載しております。以上、説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第2号、農用地利用集積計画(第7回)についての、説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。これから、議案第2号、農用地利用集積計画(第7回)について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和4年度あさぎり町農業委員会第4回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長(高田 真之君) 御起立願います。礼。

閉会 午後1時50分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年8月10日

あさぎり町農業委員会 会 長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 6番 吉田 利明

あさぎり町農業委員会 署名委員 7番 城本 康志